

## 確定申告の医療費控除に医療費通知（書面）を使用したい方へ

所得税の医療費控除を受ける場合、平成29年分（2017年分）の確定申告から「医療費控除の明細書」の記入・添付が必要となりましたが、医療保険者（健康保険組合など）の発行する「医療費通知」を添付することで「医療費控除の明細書」の記入や領収書の保管を一部省略することができます。

当健康保険組合の場合、医療費通知は書面では発行しておらず、インターネット上の「[医療費照会（KOSMO-web）](#)」にてご自身やご家族の医療費を確認していただくようになっており、同サイトにて明細印刷も可能です（個人ごとのID・パスワード登録が必要）。

しかし、書面での確定申告の場合、電子的に発行された医療費通知等のデータを印刷したものは、下記条件以外のものは確定申告の書類としては認められません（厚労省から健保への通達による）。

1. 保険者が紙で発行した医療費通知の原本（健保の角印ありのもの）

2. 保険者から電子交付された医療費通知データ（XML形式）を基に、申告者自身が「QRコード付証明書等作成システム」などを用いて作成・印刷した明細書への添付資料。

また電子申告（e-Tax）の場合、国税庁の定めた様式を満たす電子データが必要となりますが、当健保の医療費照会システム上では現在のところ対応する予定はありません。

については、**医療費控除に医療費通知を使用したい方には、別途、ご依頼により書面にて医療費通知（書面）を発行いたします。**

令和3年（2021年）の医療費通知（書面）を希望される方は、下記の方法で健保へご依頼ください。

### 記

#### 1. 医療費通知（書面）の依頼方法

**健保ホームページの「お問い合わせ」フォームより当健保へご依頼ください。**

■ 健保ホームページ「お問い合わせ」フォーム：

<https://jvckwdkenpo.ssslserve.jp/form/index.html>

※保険証の記号・番号などの必須項目を入力の上、「本文」の欄に、

- ・ **医療費通知（書面）の発行を希望すること**
- ・ **利用目的は令和3年の確定申告であること**
- ・ **医療費通知（書面）の送付先**（次項2. 参照）

を明記してください

#### 2. 医療費通知（書面）の送付先

JVCケンウッドの社内便が利用可能な方は社内便の送付先（拠点名と所属名）を記載してください。（例：本社ビル5階 人事部）

それ以外の場合は郵送となります。送付先の郵便番号と住所を明記してください。

なお郵送の場合は簡易書留でお送りします。

#### 3. 発送時期

発送は【2月15日以降】となります。また、**ご依頼より発行までに最大1週間程度お時間をいただきます**のでご了承ください。

4. 記載される方について

**医療費通知には世帯全員の診療が記載されます。**

(当健保に加入していないご家族は含まれません。)

5. 記載される診療について

- ① **今回の医療費通知は令和3年1月～11月診療分までを記載したものを発行します。**  
**12月診療分は記載されません。**令和3年12月の診療がある方はご自身で領収書等より「医療費控除の明細書」へ記入してください。なお令和3年12月の医療費を翌年分(令和4年)の医療費控除へ持ち越すことはできません。
- ② 令和3年12月診療分まで記載された医療費通知は、3月中旬以降であれば発行可能です。ご希望の場合は上記1.の「お問い合わせフォーム」に入力する際に、「12月診療分まで記載を希望」と、「発行は3月中旬以降でよい」の2点も明記してください。ただし、その場合、確定申告の申告期限である3月15日は過ぎてしまいますのでご承知おきください。
- ③ 医療機関から健保への請求遅れにより、医療費通知へ掲載できない情報もあります。
- ④ **医療費通知の「あなたが支払った額」欄は、必ずしも実際にお支払いになった金額とは同じではありません。**もし実際にお支払いになった額との差異がある場合は**領収書等をもとにご自身で訂正・補完**する必要があります。また訂正・補完した場合は元となった領収書をご自宅等で5年間保管する必要があります。なお10円未満の端数処理の違いによる差であれば、医療費通知の額をそのまま利用しても良いこととなっています。
- ⑤ 子ども医療助成や特定疾病助成などの**公費負担医療を受けている場合**、病院窓口での医療費支払いが免除されたり安くなったりしますが、医療費通知には公費による免除額等は正確に反映されないことが多くあります。医療費通知の「あなたが支払った額」欄と実際にお支払った額との差がある場合、ご自身で医療費通知の余白等に公費負担等による減免がある旨を付記し、実際に負担した医療費の額に基づいて医療費控除の額を計算する必要があります。(詳細は下記、[「医療費控除に関する手続きについて\(Q&A\)」](#)を参照)

6. 「医療費控除の明細書」の記入方法や、医療費控除について、また確定申告については国税庁のホームページを参照いただくか、お住まいの地区の税務署にお問い合わせください。

■ 国税庁ホームページ「医療費を支払ったとき」

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04\\_1.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_1.htm)

■ 国税庁ホームページ「医療費控除に関する手続きについて(Q&A)」PDF:

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120\\_ga.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120_ga.htm)

■ 国税庁ホームページ「税務署を調べる」:

<https://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

以 上

<お問い合わせ> JVCケンウッド健康保険組合(医療費通知 担当) TEL: 042-646-5244 (内線 831-22417)
---